

北丹陸上競技協会規約

〔 2021(令和3)年3月31日代表委員会決定
2021(令和3)年4月1日施行 〕

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北丹陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、これに加盟する京丹後市及び与謝郡各町における陸上競技団体（以下「加入団体」という。）を統轄し、当該地域における陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって人々の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため 次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること。
- (2) 陸上競技の競技力向上に関すること。
- (3) 陸上競技の指導者の養成に関すること。
- (4) 北丹地方陸上競技選手権大会並びに各種陸上競技大会の開催に関するこ
- (5) 陸上競技の当該地域代表者の選定及び派遣に関するこ
- (6) 陸上競技の審判員の養成に関するこ
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関するこ

(加盟)

第5条 本会は、一般財団法人京都陸上競技協会に加盟する。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、加入団体に所属し、本会の目的に賛同する個人で、第27条第2項第2号に定める会費を納めるものとする。

第4章 代表委員

(代表委員の設置)

第7条 本会には、加入団体に1名の代表委員を置く。

(代表委員の選任及び解任)

第8条 代表委員の選任及び解任は、加入団体において行う。

(代表委員の任期)

- 第9条 代表委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代表委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した代表委員の補欠として選任された代表委員の任期は、退任した代表委員の任期の終了する時までとする。
 - 3 代表委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお代表委員としての権利義務を有する。

第5章 代表委員会

(構成)

第10条 代表委員会は、全ての代表委員をもって構成する。

(権限)

第11条 代表委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 規約の改訂
- (3) その他代表委員会で審議決定するものとして理事会の決議により定めた事項

(定時及び臨時代表委員会)

第12条 定時代表委員会は、隔年で2月に開催する。

- 2 代表委員会は、理事会の要請又は代表委員の2分の1以上の要求があった場合は臨時代表委員会を開催しなければならない。

(代表委員の招集及び議事)

第13条 代表委員会は、会長が招集し、その議長は出席代表委員の中から互選する。

- 2 代表委員会は、前2条第2号を除き、代表委員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 代表委員会の決議は、出席者の過半数の賛否をもって決するものとし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

第6章 役員

(役員の設置)

第14条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち、理事長1名、副理事長若干名を置く。

(役員の選任)

- 第 15 条 理事及び監事は、代表委員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、理事又は代表委員と兼ねることができない。

(役員の職務及び権限)

- 第 16 条 理事は理事会を構成し、本会の会務を処理する。
- 2 会長は、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、業務を代行する。
- 4 理事長は、会長の命を受け、業務遂行を総理する。
- 5 副理事長は、会長の命を受け、理事長を補佐し、特命の業務を担当する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、必要な場合は業務報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、在任の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 7 章 理事会

(構成)

- 第 18 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第 19 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 事業計画並びに会計予算の承認
 - (2) 事業報告並びに会計決算の承認
 - (3) 本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 会長、副会長、理事長及び副理事長の選任及び解職
 - (6) 一般財団法人京都陸上競技協会に対する本会代表者の決定
 - (7) その他、この規約で定める事項

(招集)

- 第 20 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 21 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長不在のときは副理事長が、副理事長も不在のときは出席者から議長を選出しこれにあたる。

(決議)

第 22 条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

第 8 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 23 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会長、副会長及び理事長等本会に功労があり会長の指名のあった者のうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。
- 3 参与は、会長の指名のあった者のうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。
- 4 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応じ、または会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 9 章 事業年度及び会計

(事業年度)

第 24 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 26 条 本会の事業報告書、収支決算書については、毎年事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(経費)

第 27 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加入団体 分担金及び会費
 - (2) 事業収入
 - (3) 委託金、分担金、助成金、協力金、寄附金及び利息
 - (4) その他の収入
- 2 本会に加入するためには、次の経費を入会と同時に納入するものとし、継続加入の場合にあっては、毎年 4 月に次の経費を納入する。

(1) 加入団体分担金	1 団体につき 10,000 円 (年額)
(2) 会費	1 人につき 3,000 円 (年額)

第9章 規約の改訂

(規約の改訂)

第28条 本規約の改訂は、代表委員会出席者の3分の2以上の同意（委任状を含む）を必要とする。

第10章 補則

(委任)

第29条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

本規約は、昭和38年4月1日より施行する。

昭和46年2月12日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

2020（令和2）年9月15日改正、同年10月1日より施行する。

2021（令和3）年3月31日改正（第27条第2項関係）、同年4月1日より施行する。